

の だ
野田川水系

流域治水プロジェクトフォローアップ(案)



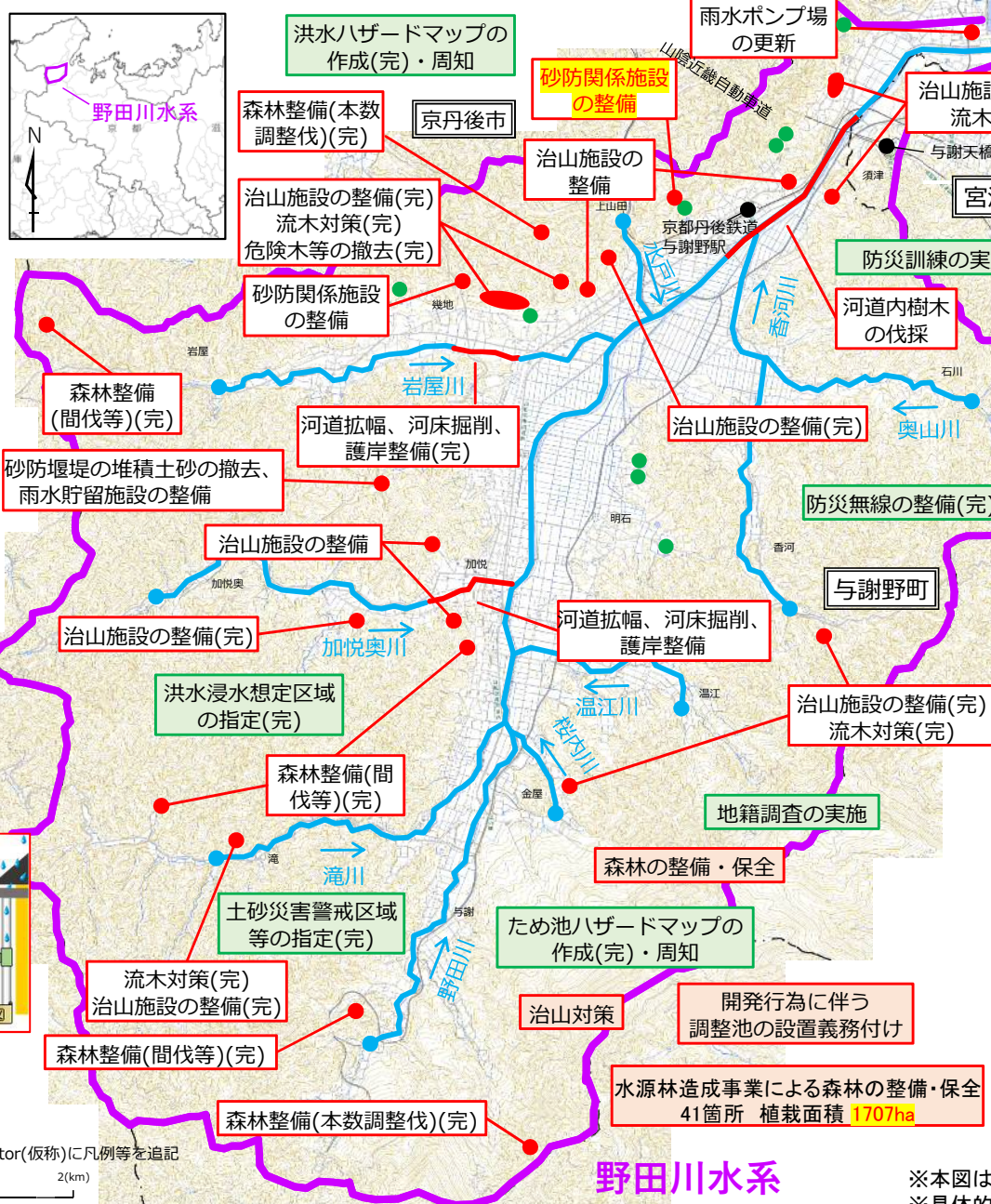
○気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、平成16年台風23号と同規模の洪水に対して人家浸水被害の解消を図ることを目標に河川整備を実施している野田川水系では、以下の事前防災対策の取り組みを実施していくことで、流域における浸水被害の軽減を図る。



いななき橋付近
平成16年台風23号による被害
『浸水家屋 241戸、浸水面積 約342ha』



設置事例
マイクロ呑龍(各戸雨水貯留施設)



凡例

- 京都府管理河川
- 流域界
- 防災重点農業用ため池 (完) 対策完成
- 流域内各地の対策

対策内容

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川等整備
- ・河川等の維持管理
- ・下水道、排水機場などの排水施設の整備・維持
- ・土砂災害を防止する施設の整備・維持
- ・流水の貯留機能の拡大
- ・流域の雨水貯留機能の向上・保全

■ 被害対象を減少させるための対策
※対策が実施され次第、掲載を予定

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報空白地帯の解消
- ・住民の水害リスクに対する理解促進の取組
- ・土砂災害警戒区域等の指定
- ・土地等の購入に当たっての水害リスク情報の提供
- ・避難行動に資する情報発信等の高度化及び防災情報の充実
- ・確実な避難行動の実施
- ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備、排水計画に基づく排水訓練の実施
- ・水防工法等の訓練や土のう等の備蓄資材確保など、水防活動の支援
- ・地図混乱地域の解消

※災害からの安全な京都づくり条例に基づき、府、市町等が一体となって防災対策を推進

国土地理院Vector(仮称)に凡例等を追記
0 1 2(km)

～歴史、景色紡ぐまちの流域治水の推進～

- 野田川水系では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府、市町が一体となって、以下のとおり「流域治水」を推進し、流域全体の安全度の向上・保全等を図る。
 【短期】 河川整備により、河川の断面を広げるとともに、「治山施設の整備」や「雨水ポンプ場の更新」等を実施する。
 【中長期】 河川整備により、さらなる流下能力の向上を図るとともに、「防災訓練の実施」や「地図混乱地域の解消」等のソフト対策を実施する。

区分	主な対策内容	実施主体	工程 (■ 対策実施中 ▶ 対策完成)	
			短期(令和4年度～令和8年度)	中長期(令和9年度～令和33年度)
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川等整備	京都府	▶	▶
	河川等の維持管理	京都府	▶	▶
	下水道、排水機場などの排水施設の整備・維持、流水の貯留機能の拡大	与謝野町	▶	▶
	土砂災害を防止する施設の整備・維持	京都府、与謝野町	▶	▶
	流域の雨水貯留機能の向上・保全	京都府、与謝野町 森林整備センター	▶	▶
被害対象を減少させるための対策	-	-		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水災害リスク情報空白地帯の解消	京都府、宮津市、与謝野町	▶	▶
	住民の水害リスクに対する理解促進の取組	京都府、宮津市、与謝野町	▶	▶
	土砂災害警戒区域等の指定	京都府	▶	▶
	土地等の購入に当たっての水害リスク情報の提供	宮津市	▶	▶
	避難行動に資する情報発信等の高度化及び防災情報の充実	京都府、宮津市、与謝野町	▶	▶
	確実な避難行動の実施	宮津市、与謝野町	▶	▶
	排水ポンプ車導入、出動要請の連絡体制の整備、排水計画に基づく排水訓練の実施	京都府	▶	▶
	水防工法等の訓練や土のう等の備蓄資材等の確保など、水防活動の支援、地図混乱地域の解消	与謝野町	▶	▶

加悦奥川河川改修完成

平地川砂防事業完成

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※スケジュールは今後の事業進捗の状況によって変更となる場合がある。

野田川水系流域治水プロジェクト

【参考資料】

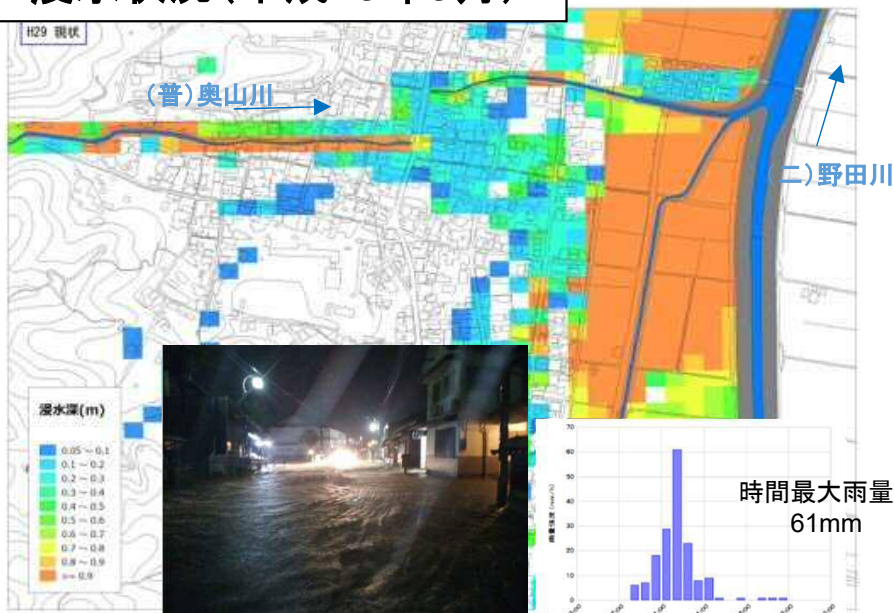
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

与謝野町

<奥山川上流における河川対策>

- 奥山川流域にある三河内地区の頻発する浸水被害を軽減させるため、令和2年度から対策メニューの検討を行っている。
- 上流での貯留機能を拡大させることで、いき水を抑制し、浸水被害を軽減させる。

浸水状況(平成29年9月)



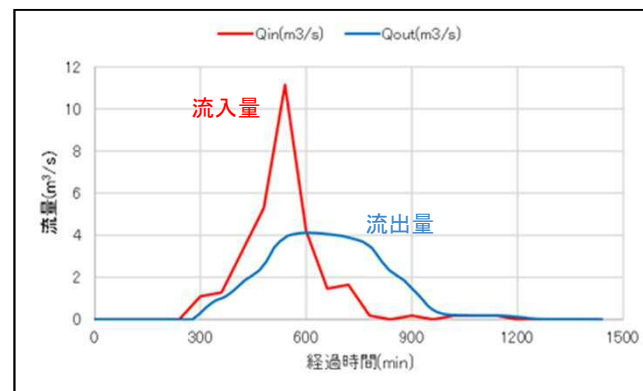
対策概要



事業効果

奥山川へ流れ出る雨水を堰堤に一時的に貯留することで、洪水が集落へ到達する時間を遅らせることができるほか、浸水する深さや頻度を軽減することができる。

このことにより、避難行動や対策に要する時間が多くとれることにつながる。



堰堤の流入出量

- 町有林を中心に森林整備事業（間伐）を実施しています。
- 町内一円で一般町民が主体となり自発的な森林整備活動を実施しています。
- 京都府と調整し、町が主体となった災害に強い森づくり事業を実施し、治山堰堤の設置、竹林改良等を実施しています。



森林の整備事業(間伐)
H30 A=0.90ha
R02 A=3.48ha



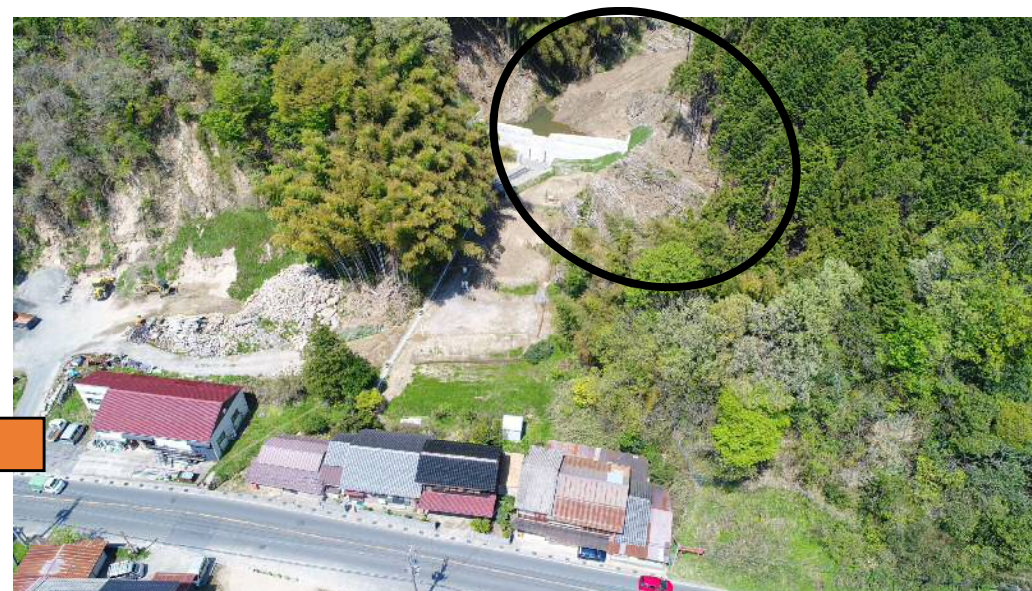
地域住民が主体となった
住民参加型森林整備事業
(よさの三四の森の会)

森林整備の推進

山の保水力を回復、向上させることは雨水貯留の強化を図ることができます。しかし、人の山林離れから間伐など森林の整備が遅れていますが、少しずつ住民参加による森林整備が行われるようになってきました。こういった取り組みを推進していきます。



治山堰堤の新設
(災害に強い森づくり事業)



森林整備事業(竹林改良)
(災害に強い森づくり事業)

治山事業の推進

頻発化する谷部からの土砂流出を防ぐため治山堰堤の新設を積極的に取り組んでいます。併せて、周辺の山地の改良、保全を実施し堰堤の効果を高め、山腹崩壊の原因を軽減させる。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

<治山事業>

京都府 丹後広域振興局 農林商工部

- 治山事業は森林の維持造成を通じて府民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等図る重要な事業です。京都府では、流木対策のための治山施設の設置、森林整備のほか人家や公共施設等に隣接した森林における風倒木等の危険木の伐採など、森林の持つ防災機能をはじめとした、多面的機能の向上を推進しています。

治山事業(国庫事業)

荒廃した溪流や山腹に対する復旧や未然防止対策
(管内24箇所を実施(当該流域で17箇所実施))

荒廃した溪流の復旧(実施前)



荒廃した溪流の復旧(実施後)



保安林危険木重点事業(京都府単独事業)

山地災害危険地区で危険度の高い箇所の流木対策
(管内19箇所を実施(当該流域で9箇所実施))

流木の撤去及び捕捉施設の設置(実施前)



流木の撤去及び捕捉施設の設置(実施後)



未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業(京都府森林環境税事業)

地域住民による危険木の撤去等を支援
(管内でのべ5自治区で実施(当該流域で2自治区で実施))

危険木の撤去(実施前)



危険木の撤去(実施後)



氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

<森林整備事業による間伐等の実施>

京都府 丹後広域振興局 農林商工部

- 近年、豪雨災害により府内各地で山地災害が多発する中、森林の防災・減災機能の発揮に対する期待がより一層高まっています。
- 森林整備事業は、整備の遅れた森林等において、間伐を始めとする森林整備を行うことにより、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の森林の有する多面的機能の維持・増進に資する事業です。

※国事業名：森林環境保全整備事業（農林水産省林野庁所管）

【取組内容】間伐等の森林整備

【場 所】与謝郡与謝野町石川ほか

整備前後の森林の状況（イメージ）

【整備前】



間伐等の整備が遅れた森林では、下層植生が著しく乏しく、豪雨時には雨水による浸食により、土砂等が流出しやすくなります。

【整備後】



整備が適正に実施された森林では、下層植生が繁茂し、土砂等の流出が少なくなります。

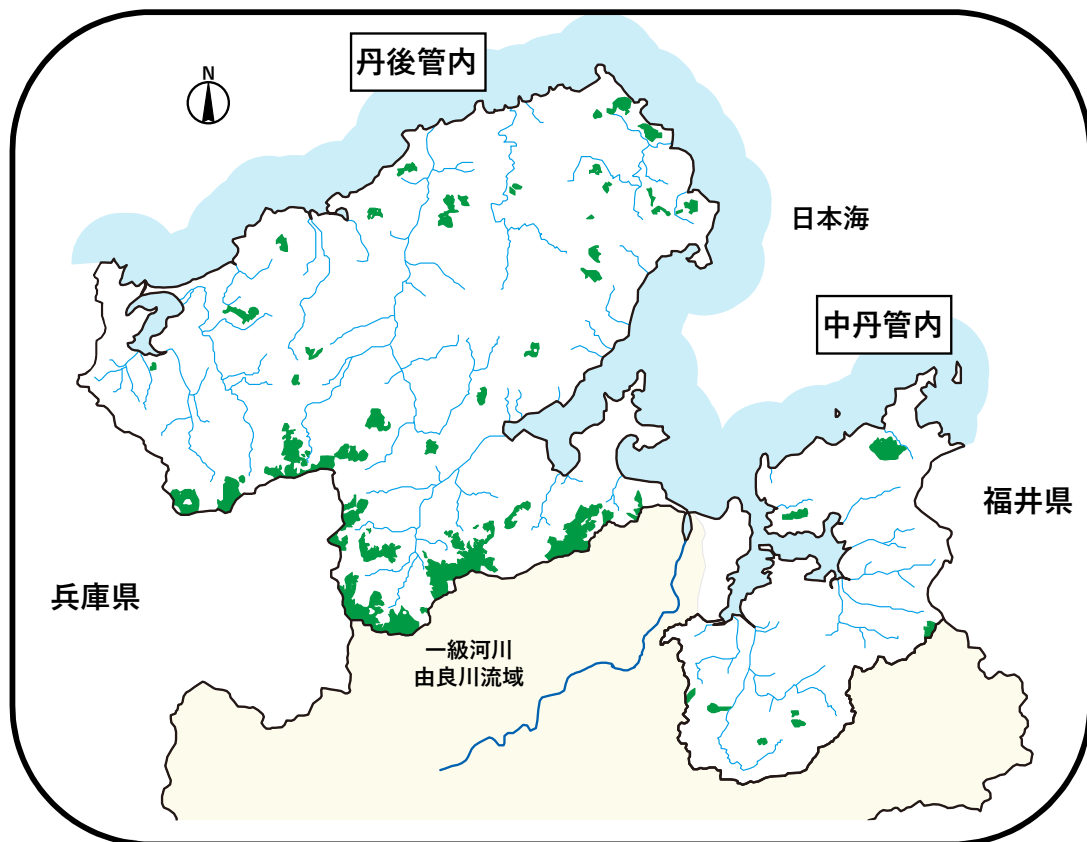


氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

＜水源林造成事業による森林の整備・保全＞

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局

- 水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、針広混交林等の森林を整備することにより、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業です。
- 水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進します。
- 丹後管内流域における水源林造成事業地は、103箇所（森林面積 約4,440ha）であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施していきます。



水源林の整備



針交混交林



育成複層林

森林整備実施イメージ



間伐実施前



間伐実施後

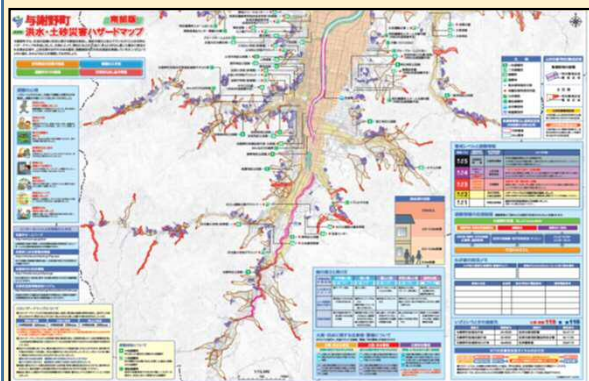
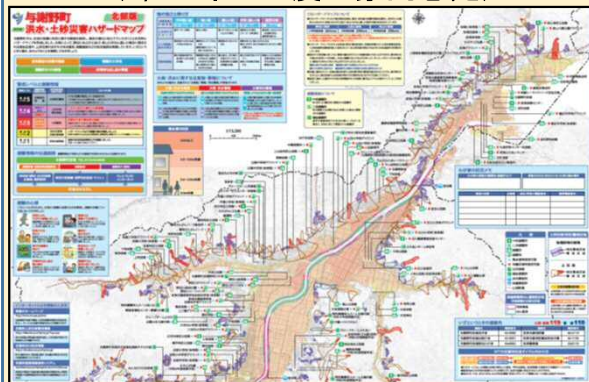
被害軽減、早期復旧・復興のための対策事例

<各種ハザードマップの作成と周知>

与謝野町

与謝野町では最新の知見に基づく「洪水・土砂災害ハザードマップ」と「津波ハザードマップ」を令和2年12月に更新、周知を行っています。また、町内には防災重点ため池が9箇所存在しており、防災重点ため池を対象に地域と共働して「ため池ハザードマップ」の作成を進め、令和2年度末現在で9箇所全てのため池で作成済です。

洪水・土砂災害ハザードマップ
(1,000年に一度の豪雨想定)

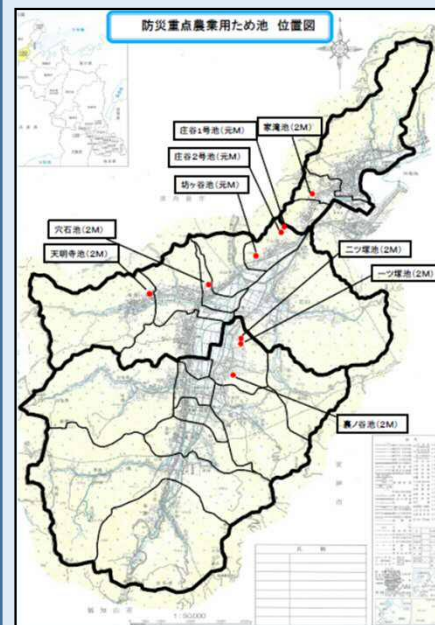


津波ハザードマップ
(最大被害想定)

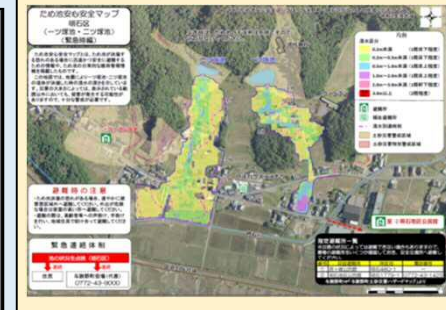


令和2年度に全戸配布。
身近に存在する危険を周知することで
被害の低減に役立っています。

防災重点ため池位置図



ため池ハザードマップ



協働の取り組みとして地域でワークショップを行い、身近に潜む
リスクを再確認することで自主防災意識が向上し、作成したため
池ハザードマップにより、ため池決壊時の被害範囲、規模を確認
できたことで避難行動に役立っています。

被害軽減、早期復旧・復興のための対策事例

<防災の啓発と教育・訓練 ～ 要配慮の逃げ遅れゼロを目指して ～>

与謝野町

与謝野町では洪水、土砂災害想定と地震想定住民と一体となった防災訓練を毎年度取り組んでいます。中でも要配慮者に対する特徴的な取り組みとして、保健師により構成された「ヘルスケアトリアージチーム」を整備、避難所における感染対策やメンタルのケアを行うとともに、医療的ケアが必要な避難者をトリアージし、医療機関への搬送、福祉避難所への避難等適切な避難行動が行えるようサポートしています。また、毎年度消防防災フェアを開催し、関係機関の協力のもと防災に関する教育、啓発と普及、理解の向上に取り組んでいます。

防災教育



放課後学童クラブに防災担当職員が出向いての出前講座

防災訓練



避難所より体調不良者の報告を受けて出動。

避難所で活動を行う「ヘルスケアトリアージチーム」

防災の啓発・普及



防災カルタを用いた幼児防災教育



防災の啓発と普及、防災に対する理解向上のため毎年開催している消防防災フェア
関係機関の協力による資機材、訓練展示

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

京都府 建設交通部

<排水ポンプ車>

- 河川の氾濫や内水などによる浸水被害発生時、現地において迅速かつ的確に排水作業を行い、浸水被害の軽減や地域における早期の復旧活動を支援
- 常設の排水施設がない河川等で機動的に湛水を排除

※排水ポンプ車4台(1台あたり排水能力30m³/min)で、府内一円に出動

※国、市所有の排水ポンプ車と連携

【対策内容】

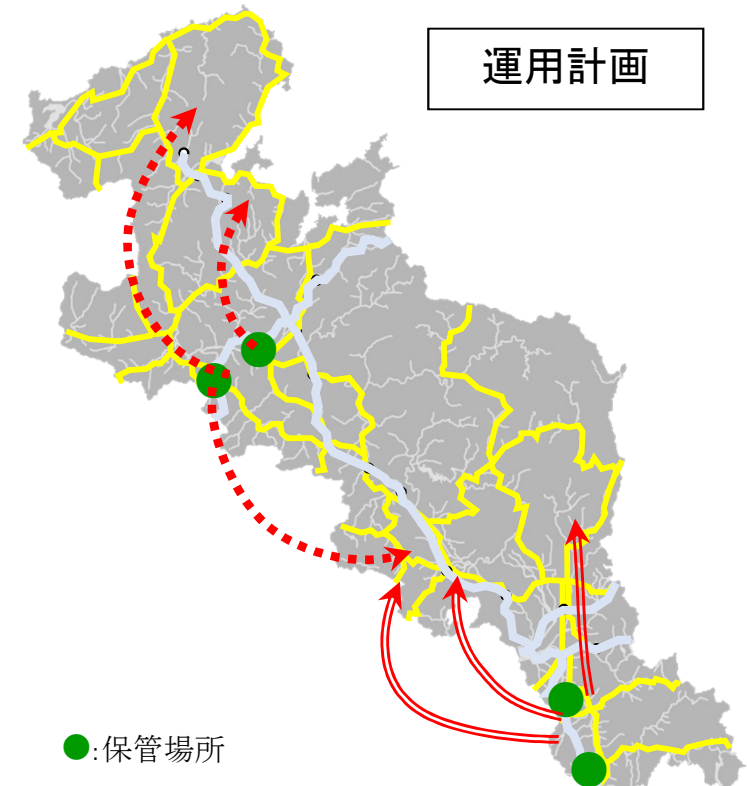
- ・排水ポンプ車導入の検討
- ・出動要請の連絡体制の整備
- ・排水計画の策定、計画に基づく排水訓練の実施



R3年6月 綾部市と合同訓練を実施



近畿地方整備局の排水ポンプ車稼働状況
(H30年7月豪雨・福知山市荒河排水機場)



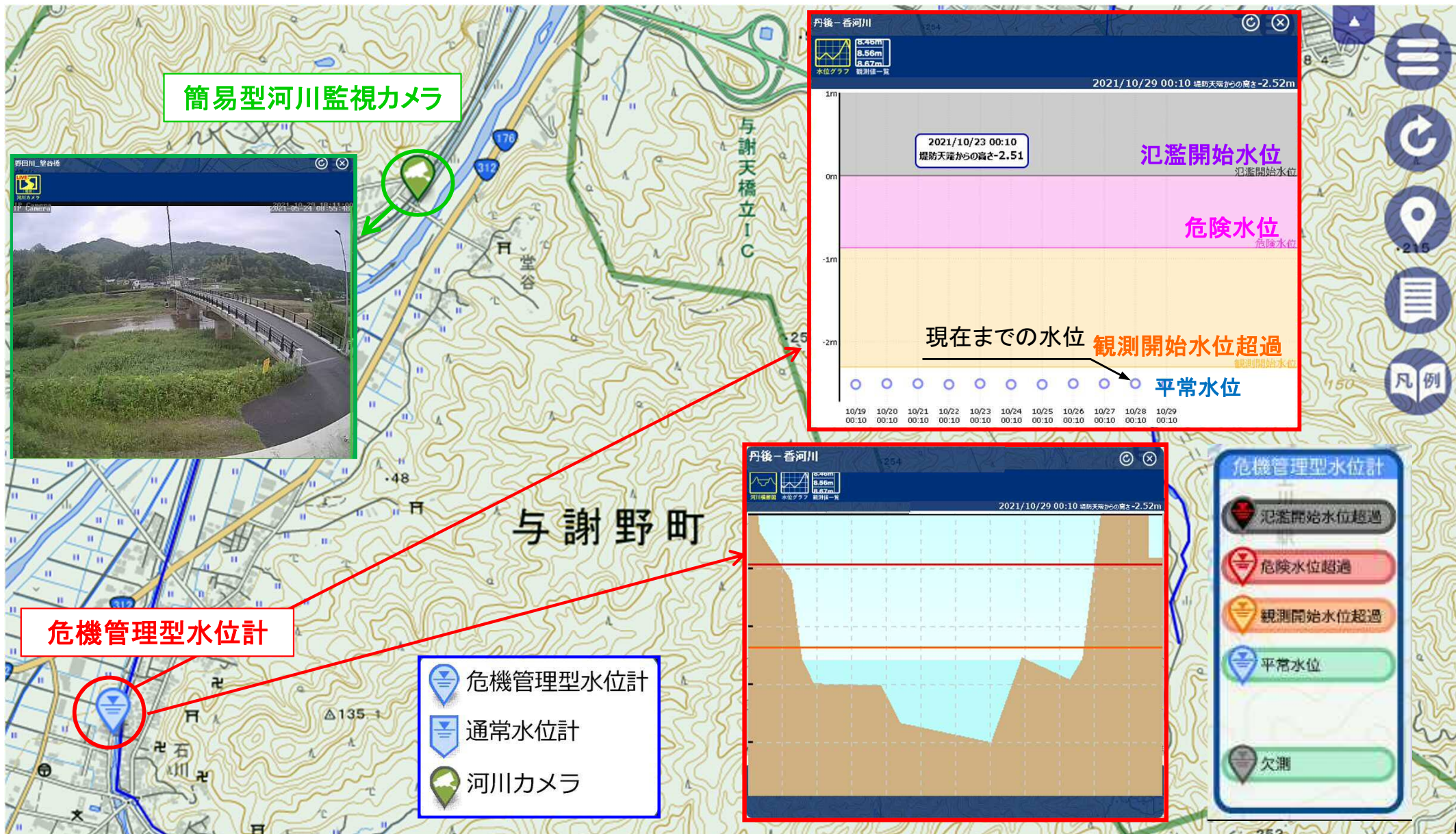
H30年9月 土木事務所に排水ポンプ車を導入

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

＜水位計・河川監視カメラ等の設置・情報提供＞

京都府 建設交通部

- 府管理河川において、洪水時の観測に特化した危機管理型水位計を126箇所を設置し、また、機能を限定した低コストな簡易型河川監視カメラを73箇所を設置し、府のホームページで住民への情報提供を行っています。



〈災害からの安全な京都づくり条例〉

災害からの安全な京都づくり条例の体系図

●3年連続(H24~H26)の豪雨災害
●南海トラフ地震等の備えが必要

これまでの制度や施策を超えた対策が必要

方向性

ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組

- ・ハード・ソフト両面から徹底した基盤整備を実施
- ・府及び府民等が協働して防災対策を推進

補完・具体化

- 災害に備える事前対策を規定
- 各防災対策ごとに、府の施策及び府民等の取組を明確化して規定

法的根拠

京都府地域防災計画

府その他防災関係機関が行う具体的施策を規定

府	予防
市町村	災害応急
指定公共機関	
防災関係機関	災害復旧

災害対策基本法

災害からの安全な京都づくり条例

1 総 則	
目的	○府民の生命、身体及び財産を災害から保護 ○府民が安全に暮らすことができる京都府を実現
基本理念	○災害危険情報の共有 ○防災上の機能を強化するまちづくりの推進 ○地域防災力の向上 ○災害が発生した場合の体制の構築 ○被災者の基本的人権を尊重 ○要配慮者、男女共同参画の視点に配慮
2 災害危険情報の共有	3 災害に強いまちづくり
<p>①府による災害危険情報の整備、公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府は、災害危険情報の整備・公表 <p>②府民等による災害危険情報の把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民、自主防災組織、事業者はあらかじめ災害危険情報を把握 ▲ ○府民、自主防災組織は防災マップの活用や避難場所等を確認し、安全確保の検討 ▲ ○事業者は、従業員等の安全確保計画を作成 ▲ ○地域住民、従業員等に周知 ▲ <p>③宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供、把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府は、宅建業者に特定の災害危険情報を提供 ○宅建業者は災害危険情報を把握 ■ 	<p>④総合的治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川下水道対策 ▲ ○雨水貯留浸透対策 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の開発行為には調整池設置 ■ ・雨水貯留浸透施設の設置 ▲ ・森林の適正管理 ▲ ・土地の遊水機能の維持等 ▲ ○浸水被害軽減対策 <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の耐水機能の確保 ▲ ・排水機場等の適切な操作 ▲ ・ため池の決壊の防止等 ▲ <p>⑤地震・津波等の防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の安全性の確保 ▲ ○公共施設の安全性の確保 ○屋内家具等の安全性の確保 ▲ ○工作物等の安全性の確保 ▲ ○指定等文化財建造物の安全性の確保等 ▲ <p>⑥特定地域防災協議会</p> <p>【国、府、市町村等で構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府が、市町村の申出により、設置可能 ○災害種別に応じた事業計画を作成
4 災害に強い人づくり	5 災害発生時の体制づくり
<p>⑧自主防災組織等の活動促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織等は、消防団等と連携して、危険箇所の把握、有用情報の調査、防災マップの作成、防災訓練の実施、地区防災計画の素案の作成 ▲ ○府は、市町村と連携して、自主防災組織等の取組を支援 <p>⑨自主防災組織等への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民等は、自主防災組織を結成・参加、消防団に参加 ▲ ○府は協力、支援 <p>⑩教育・訓練等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民は、防災を学習、教育・訓練に参加 ▲ ○府は支援等 <p>⑪人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府は、防災リーダー・ボランティアコーディネーターを育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄の推進、物資の輸送 ▲ ○避難行動要支援者への支援等 ▲ ○帰宅困難者等に対する措置等 ▲ ○事業継続計画等 ・京都BCPの推進 ▲
6 雑 則	
<ul style="list-style-type: none"> ○財政上の措置 ○立入検査 ○市町村条例との関係 ○規則への委任 	
7 罰 則	
<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：義務 ▲：努力義務 	

たけ の
竹野川水系

流域治水プロジェクトフォローアップ(案)



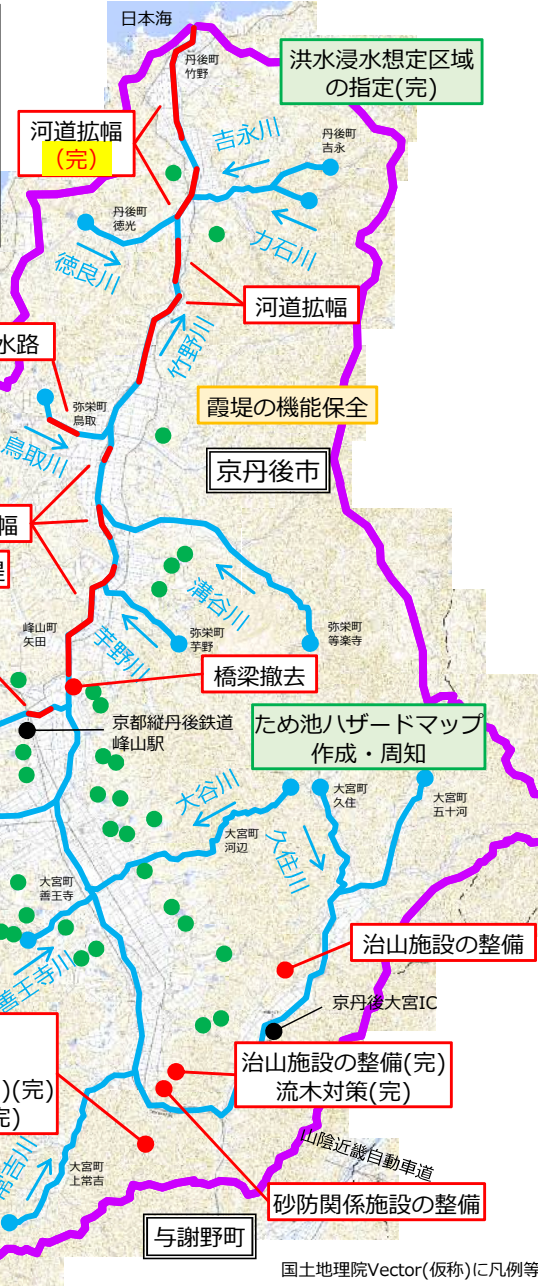
○気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、平成16年台風23号と同規模の洪水に対して人家浸水被害の解消を図ることを目標に河川整備を実施している竹野川水系では、以下の事前防災対策の取り組みを実施していくことで、流域における浸水被害の軽減を図る。



自主防災組織による
災害想定訓練



竹野川水系



凡例

- 京都府管理河川
- 流域界
- 防災重点農業用ため池対策完成
- 流域内各地の対策

対策内容

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**
 - 河川等整備
 - 河川等の維持管理
 - 土砂災害を防止する施設の整備・維持
 - 流域の雨水貯留機能の向上・保全
- 被害対象を減少させるための対策**
 - 霞堤の機能保全
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策**
 - 水災害リスク情報空白地帯の解消
 - 住民の水害リスクに対する理解促進の取組
 - 土砂災害警戒区域等の指定
 - 避難行動に資する情報発信等の高度化及び防災情報の充実
 - 確実な避難行動の実施
 - 排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備、排水計画に基づく排水訓練の実施

※災害からの安全な京都づくり条例に基づき、府、市等が一体となって防災対策を推進

防災行政無線戸別受信機の
全戸貸与による災害情報の周知



丹後町三宅



弥栄町井辺

平成16年台風23号による被害
『浸水家屋 210戸、浸水面積 約332ha』

水源林造成事業による森林の整備・保全
26箇所 森林面積 851ha

竹野川水系流域治水プロジェクト

【参考資料】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

<治山事業>

京都府 丹後広域振興局 農林商工部

- 治山事業は森林の維持造成を通じて府民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等図る重要な事業です。京都府では、流木対策のための治山施設の設置、森林整備のほか人家や公共施設等に隣接した森林における風倒木等の危険木の伐採など、森林の持つ防災機能をはじめとした、多面的機能の向上を推進しています。

治山事業(国庫事業)

荒廃した溪流や山腹に対する復旧や未然防止対策
(管内24箇所を実施(当該流域で5箇所実施))

荒廃した溪流の復旧(実施前)



荒廃した溪流の復旧(実施後)



保安林危険木重点事業(京都府単独事業)

山地災害危険地区で危険度の高い箇所の流木対策
(管内19箇所を実施(当該流域で7箇所実施))

流木の撤去及び捕捉施設の設置(実施前)



流木の撤去及び捕捉施設の設置(実施後)



未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業(京都府森林環境税事業)

地域住民による危険木の撤去等を支援
(管内でのべ5自治区で実施(当該流域で2自治区で実施))

危険木の撤去(実施前)



危険木の撤去(実施後)

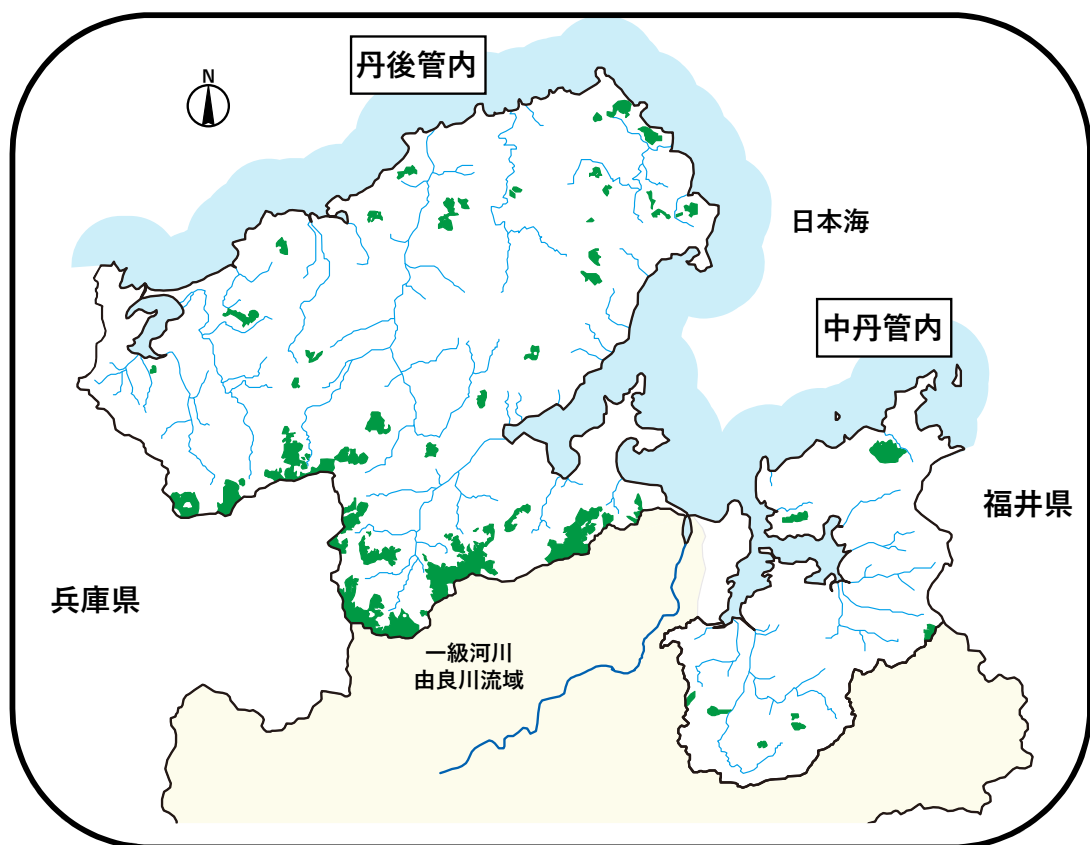


氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

＜水源林造成事業による森林の整備・保全＞

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局

- 水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、針広混交林等の森林を整備することにより、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業です。
- 水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進します。
- 丹後管内流域における水源林造成事業地は、103箇所（森林面積約4,440ha）であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施していきます。



水源林の整備



針交混交林



育成複層林

森林整備実施イメージ



間伐実施前



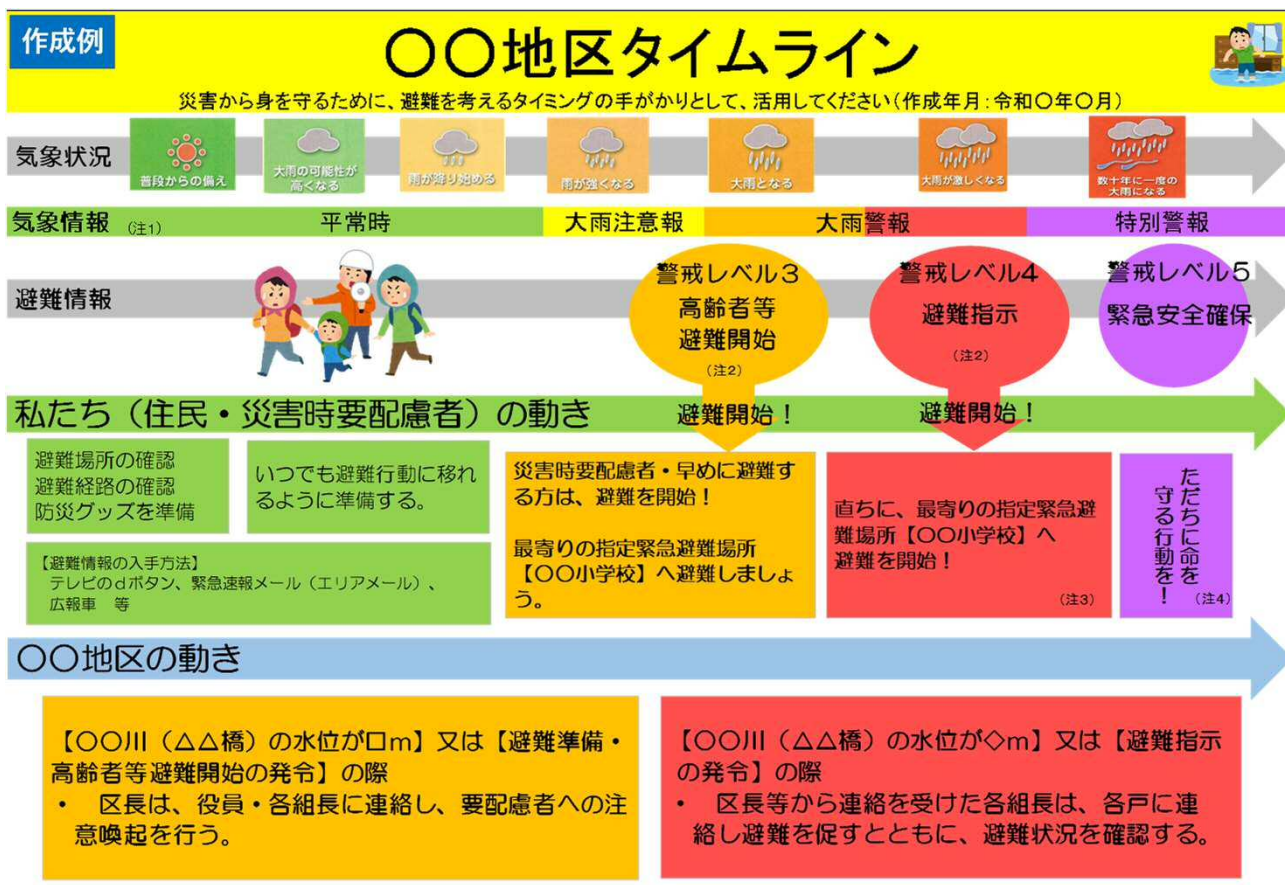
間伐実施後

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

<タイムライン等の作成支援>

京都府丹後広域振興局地域連携・振興部

水害等の発生リスクが高まった際に、危険地域の住民が自発的に避難行動できるよう、ワークショップに専門家を派遣し、地域状況等に応じて「いつ」「どこへ」「どのように」避難するのかを定めるタイムラインや災害・避難カードの作成を支援



ワークショップ風景

作成例 災害・避難カード

	水害	土砂災害
避難の合図(スイッチ)	<ul style="list-style-type: none"> ○○川の洪水警報の危険度分布が紫色になったとき ○○地区に「警戒レベル4」が発令されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の住んでいる地域で、土砂災害警戒情報が発表されたとき
避難先	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所: ○○小学校、△△中学校 次替の避難場所: ○○公民館 	<ul style="list-style-type: none"> ○○小学校、△△中学校 ○○さんの家
メモ欄	<ul style="list-style-type: none"> 避難する際は、防災グッズを持ち出すこと ○○さんへの避難の声掛けを行うこと 災害用伝言ダイヤル(171) (災害などで電話が繋がりにくくなった場合に提供が開始される伝言板) 	

○市町村から避難情報が出された際は、避難行動をとって下さい。

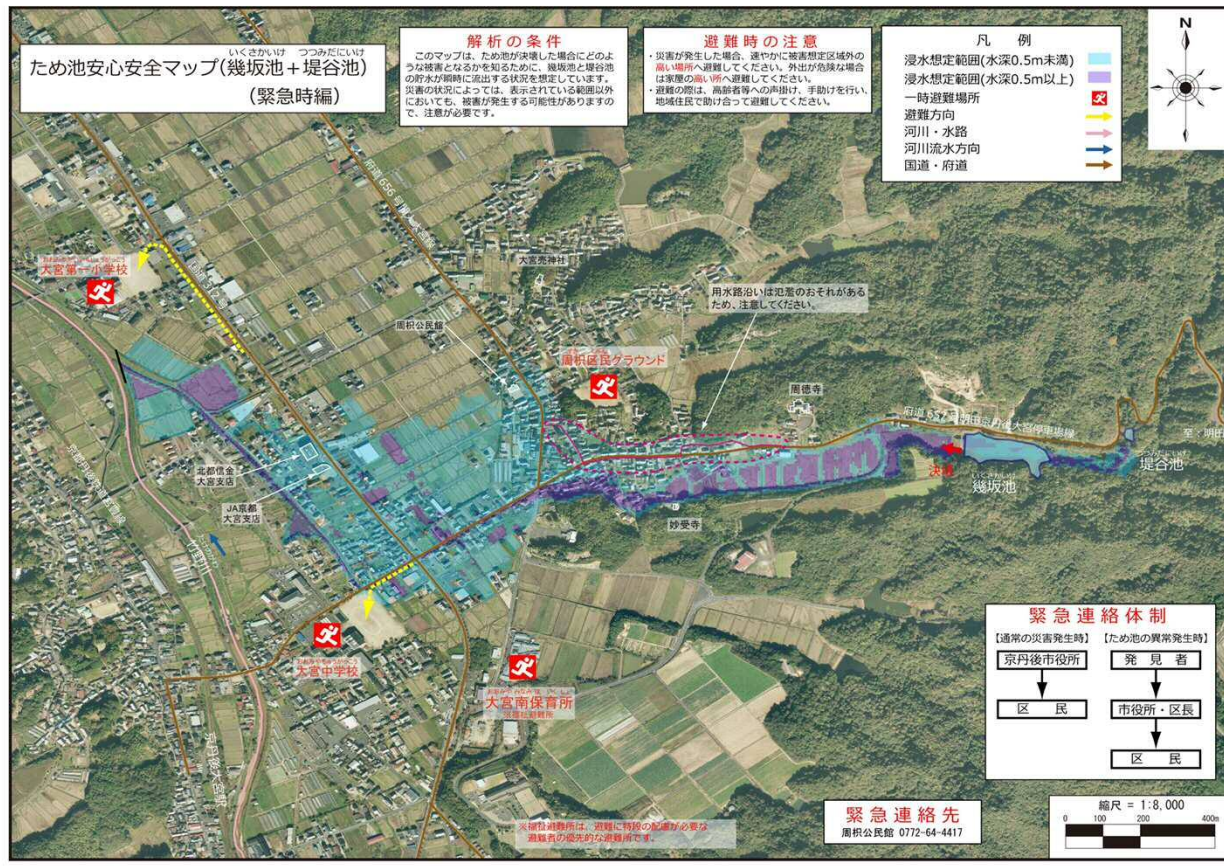
- 高齢者等避難: 避難に時間を要する人(高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。
- 避難指示: 速やかに危険な場所から避難しましょう。

被害軽減、早期復旧・復興の対策事例

<防災重点ため池ハザードマップの作成>

京丹後市

概要 京丹後市に存在する防災重点ため池を対象に、万が一に備え被害想定区域等を表示した「ため池ハザードマップ」の作成を実施。



○ハザードマップ作成状況
 ~令和元年度: 19池
 令和2年度: 11池
 令和3年度: 17池



被害軽減、早期復旧・復興の対策事例

<水害リスクに対する市民への理解促進>

京丹後市

概要 風水害における土砂災害や洪水での避難を呼びかける避難情報の理解と積極的な活用をすすめるための周知・広報を行っている。

災害そなえるポイント

災害(台風・大雨など)に備えた避難行動を。 point

近年、これまでにない規模の豪雨などが各地に甚大な被害を被害をもたらしています。「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分で守る」という自助・共助の防災意識を持ち、災害から身を守るためのポイントを押さえて、百こころから災害に備えましょう。

Point 1. 逃げ遅れゼロへ 早めの避難を考えておく。

いつか出される災害! 警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難。

警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難。台風の接近などで災害発生の可能性が高いと思われる地域では、発令される前でも早めに避難を考えておく必要があります。

あーい避難こうー! 地域で声を掛け合って、早めに近くの避難所など安全な場所へ避難。

災害時には、刻一刻と状況が変化します。地域ごとに被害状況が異なるため、ご近所同士の情報共有がとても頼りになります。

Point 2. 逃げ遅れゼロへ 警戒レベルを確認する。

早期注意警報	注意警報	高齢者避難	避難指示	緊急安全確保
<p>備蓄・避難グッズの準備</p>	<p>避難行動避難経路の確認</p>	<p>高齢者・障害者・乳幼児とその家族等の場合は避難経路を確認する</p>	<p>速やかに避難!</p>	<p>手早く避難行動を開始</p>
警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5

警戒レベルとは、自分の判断で避難行動できるよう気象庁が出す防災気象情報(警戒レベル1~2)と市が出す避難情報(警戒レベル3~5)のことです。警戒レベル3または4が発令された地域の方は、速やかに避難してください。

【主な広報媒体】

- 市広報誌
- 市ホームページ
- 市ケーブルTV

Point 4. 備えあれば憂いなし 防災マップ確認のポイント。

1. 自宅や勤務先や通学路などにある身近な危険場所を確認。

2. どのような災害が起こるか考えて避難場所・経路を確認。

避難経路を確認したら、実際に歩いてみて、危険な場所がないか確認してみましょう。また、家族や地域でも話し合ってみましょう。

check! 新型コロナウイルス感染症に気を付けた避難のポイント!

災害時は、危険な場所にいる人は避難することが原則です。避難する場合は、感染症対策を踏まえた避難行動を。

避難場所で気をつけること	避難時に気をつけること
<ul style="list-style-type: none"> 避難場所に入る前に、体調チェックを要しましょう 発熱や体調不良などがある場合は、避難場所の職員に申し出ましょう 避難場所のルールに従って行動しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> マスクを着用して避難場所へ向かいます 食料や飲料などの必要な物に加え、衛生用品を持参しましょう

ルール例: 手洗いや消毒、マスク着用、咳エチケット、不要不急の会話の回避、密集・密着・密接の回避、換気、など

Point 3. 備えあれば憂いなし 避難行動判定フローをチェックしよう。

洪水や土砂災害に備えて、市が配布している「防災マップ」や「避難行動判定フロー」をチェックしてみましょう。また、広域きょうたんごも月号発動の自分や家族がいざという時に行動できる計画「避難行動タイムライン」を作っておきましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は?

まず、洪水や土砂災害の原簿配布防災MAPで自分の家がどこにあるか確認しましょう。

自宅が浸水想定区域や土砂災害区域のなかにありますか?

いいえ → 原則、避難不要です。 ※原則とは大雨や土砂災害のそばなどにお住まいの方は、避難情報発生時に必要に応じて避難してください。

はい → 災害の注意が必要 安全な場所への避難が必要

SOS → 市が発令する「指定緊急避難場所(洪水道)」や自治体が発令する「地区避難所」へ避難しましょう。避難が可能な場合は対応しておくことも可能です。その場合は、あらかじめ相談しておきましょう。

原則、避難不要です。 ※原則とは大雨や土砂災害のそばなどにお住まいの方は、避難情報発生時に必要に応じて避難してください。

次の場合は、自宅にとどまり安全確保することも可能です。

- 洪水により要路が閉鎖、断絶してしまう恐れがない場所である。
- 浸水する深さよりも高いところにいる。
- 備わっている水が引くまで我慢できる。
- 水・食料などの備えがある。
- 土砂災害の危険があっても十分丈夫なマンショントップの屋根に在りてい。

近くの洪水等の指定緊急避難場所や地区避難場所がご近所なのか、また、経路とその安全についても実際に歩いて確認しましょう。

Point もしも...逃げ遅れてしまったら

大雨で避難が川のようになってしまう。外出して避難所に向かうことが危険な場合は、かけら離れた2階の安全な部屋で待てるなど、命を守るためにその時にできる最善の方法を落ち着いて考えて行動してください。

雨が降り、特別避難するにつれて、その危険性は高まります。できるだけ安全なうちに、速やかに2階の安全な部屋へ移動し、特に2階のベランダを避ける場合は、早く避難してください。

概要 地域または家庭におけるタイムラインを作成し、危険区域からの早期避難やいざという時の避難所や避難経路を再確認する。

水害対策 - SUIGAI TAISAKU -

「避難行動タイムライン」とは



いつどこへどのように
避難するかを定めておく計画です。



- 「いつ」を決めることで、迷う時間を減らし、見通しを持って速やかな行動を行うことができます。
- 「どこへ」を決めることで、指定緊急避難場所への移動が難しい場合でも、近隣の比較的 안전한場所に避難することができます。
- 「どのように」避難するかを決めることで、避難時の協力関係を確認することができます。

--- 作成例 ---

いつ
どこへ
どのように

災害・避難カード		
	水 害	土砂災害
避難の場合 (スイッチ)	○川の洪水警報の危険度分布がうすむらさき色	自分の住んでいる地域で土砂災害警報が発令
避難先	指定緊急避難場所	●●小学校 ▲▲中学校
	次級の避難場所	◆◆さんのお家 ■■■公民館
メモ欄	・避難の際は、防災グッズを持ち出すこと ・○○さんに避難の声をけを行うこと ・災害伝言ダイヤル (171)	

○避難情報が出された場合は、避難行動をとってください
 高齢者等避難⇒避難に時間を要する人(高齢者/障害者/乳幼児など)とその支援者は避難しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。
 避難指示⇒速やかに危険な場所から避難しましょう。

防災

災害はいつ来てもおかしくない！備えあれば憂いなし
水害時の「避難行動タイムライン」のすすめ

- 市広報誌掲載
- 区長会等での呼びかけ
- ワークショップの開催

地域の自主防災組織などもタイムラインの作成に取り組んでいます。
あなたの地域でも作成を！



タイムライン作成に向けたワークショップの様子 (久美浜一区)

概要 年1回地域や自主防災組織、防災関係機関等と連携を行い、自然災害を想定した各種訓練を実施、また災害時の理念「自助」「共助」を推進する取組として地域防災リーダー研修で防災・減災につなげる。

令和3年度 京丹後市防災訓練

実施日：令和3年8月29日(日)

自宅で行える防災訓練として、防災行政無線を使用して下記のとおり訓練を実施します。市民のみならず是非、訓練に取り組みましょう。

① 防災行政無線でお知らせ「避難情報伝達訓練」

- 1回目 午前8時00分～警戒レベル3 高齢者等避難
- 2回目 午前8時30分～警戒レベル4 避難指示

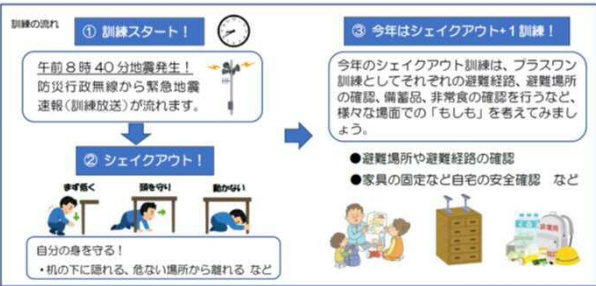
警戒レベル	避難情報	市民の皆さんが取るべき行動
5	緊急安全確保	命を守る最善の行動
4	避難指示	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	高齢者等とその支援者は避難

豪雨を想定して避難情報の伝達訓練を実施します。訓練当日は、防災行政無線で避難情報（訓練）を発信しますので、この機会に、避難情報の意味を改めて確認したり、情報を受け取ったあとにどう行動するかを確認しましょう。（広報京丹後7月号、市ホームページ参照）

防災行政無線の戸別受信機について
市では1世帯に1台を無償貸与していますので、まだ設置をされていない方や、正常に作動していない方は、お近くの市民局までご連絡ください。

② 地震の揺れから身を守る「シェイクアウト訓練」

- 実施時間 午前8時40分から（1分間程度）
- 訓練場所 それぞれの自宅・職場など



- 避難情報、行動、避難所運営訓練
- 消防資機材の点検、使用訓練
- 危険箇所パトロール
- 地域防災力の向上のための講演、研修など

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

京都府 建設交通部

<排水ポンプ車>

- 河川の氾濫や内水などによる浸水被害発生時、現地において迅速かつ的確に排水作業を行い、浸水被害の軽減や地域における早期の復旧活動を支援
- 常設の排水施設がない河川等で機動的に湛水を排除

※排水ポンプ車4台(1台あたり排水能力30m³/min)で、府内一円に出動

※国、市所有の排水ポンプ車と連携

【対策内容】

- ・排水ポンプ車導入の検討
- ・出動要請の連絡体制の整備
- ・排水計画の策定、計画に基づく排水訓練の実施



R3年6月 綾部市と合同訓練を実施



近畿地方整備局の排水ポンプ車稼働状況
(H30年7月豪雨・福知山市荒河排水機場)



H30年9月 土木事務所に排水ポンプ車を導入



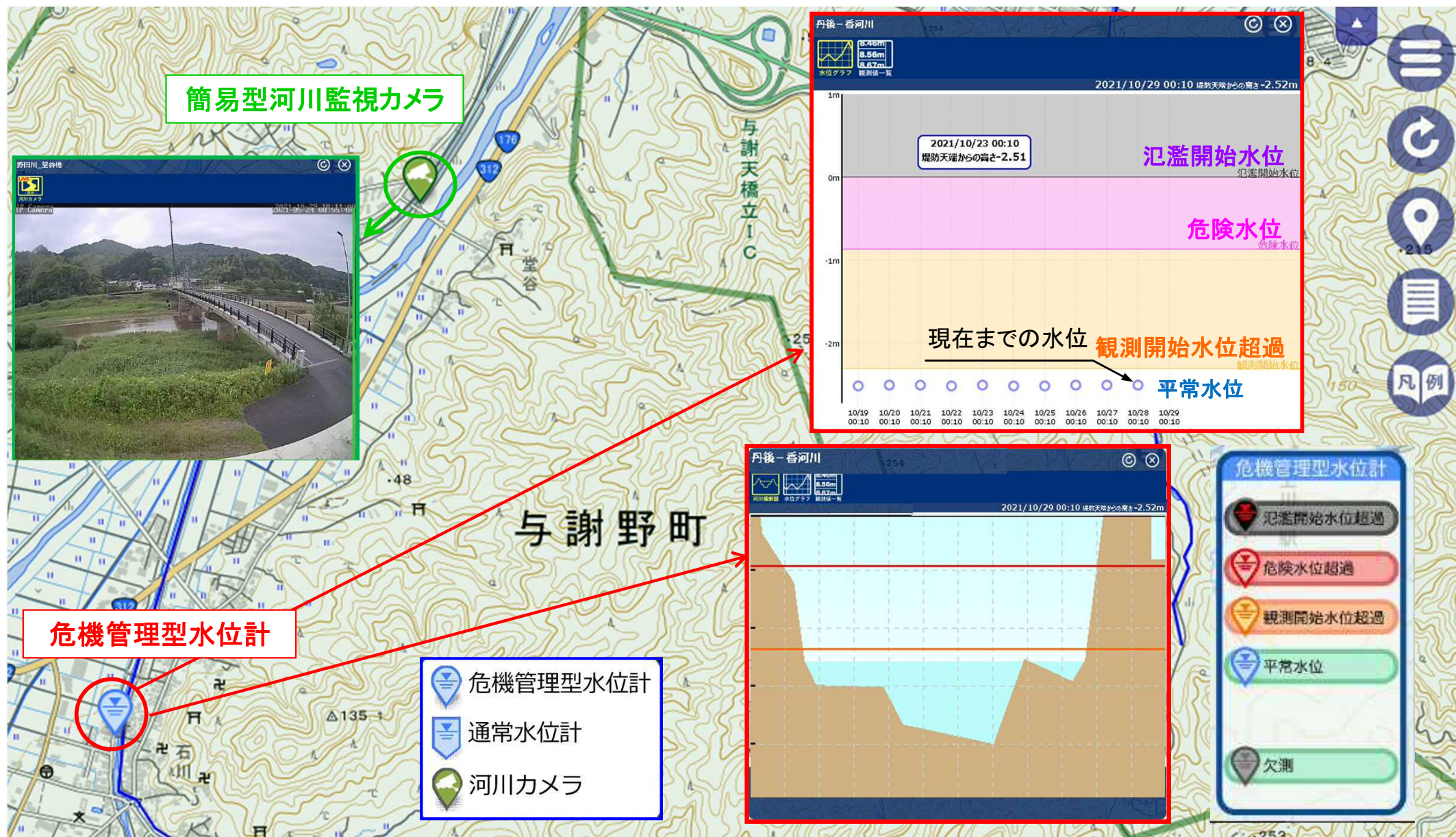
●:保管場所

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

<水位計・河川監視カメラ等の設置・情報提供>

京都府 建設交通部

- 府管理河川において、洪水時の観測に特化した危機管理型水位計を126箇所を設置し、また、機能を限定した低コストな簡易型河川監視カメラを73箇所を設置し、府のホームページで住民への情報提供を行っています。



〈災害からの安全な京都づくり条例〉

災害からの安全な京都づくり条例の体系図

●3年連続(H24~H26)の豪雨災害
●南海トラフ地震等の備えが必要

これまでの制度や施策を超えた対策が必要

方向性

ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組

- ・ハード・ソフト両面から徹底した基盤整備を実施
- ・府及び府民等が協働して防災対策を推進

補完・具体化

- 災害に備える事前対策を規定
- 各防災対策ごとに、府の施策及び府民等の取組を明確化して規定

法的根拠

京都府地域防災計画

府その他防災関係機関が行う具体的施策を規定

府	予防
市町村	災害応急
指定公共機関	
防災関係機関	災害復旧

災害対策基本法

災害からの安全な京都づくり条例

1 総 則	
目的	○府民の生命、身体及び財産を災害から保護 ○府民が安全に暮らすことができる京都府を実現
基本理念	○災害危険情報の共有 ○防災上の機能を強化するまちづくりの推進 ○地域防災力の向上 ○災害が発生した場合の体制の構築 ○被災者の基本的人権を尊重 ○要配慮者、男女共同参画の視点に配慮
2 災害危険情報の共有	3 災害に強いまちづくり
<p>①府による災害危険情報の整備、公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府は、災害危険情報の整備・公表 <p>②府民等による災害危険情報の把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民、自主防災組織、事業者はあらかじめ災害危険情報を把握▲ ○府民、自主防災組織は防災マップの活用や避難場所等を確認し、安全確保の検討▲ ○事業者は、従業員等の安全確保計画を作成▲ ○地域住民、従業員等に周知▲ <p>③宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供、把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府は、宅建業者に特定の災害危険情報を提供 ○宅建業者は災害危険情報を把握■ 	<p>④総合的治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川下水道対策▲ ○雨水貯留浸透対策 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の開発行為には調整池設置■ ・雨水貯留浸透施設の設置▲ ・森林の適正管理▲ ・土地の遊水機能の維持等▲ ○浸水被害軽減対策 <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の耐水機能の確保▲ ・排水機場等の適切な操作▲ ・ため池の決壊の防止等▲ <p>⑤地震・津波等の防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の安全性の確保▲ ○公共施設の安全性の確保 ○屋内家具等の安全性の確保▲ ○工作物等の安全性の確保▲ ○指定等文化財建造物の安全性の確保等▲ <p>⑥特定地域防災協議会</p> <p>【国、府、市町村等で構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府が、市町村の申出により、設置可能 ○災害種別に応じた事業計画を作成
4 災害に強い人づくり	5 災害発生時の体制づくり
<p>⑧自主防災組織等の活動促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織等は、消防団等と連携して、危険箇所の把握、有用情報の調査、防災マップの作成、防災訓練の実施、地区防災計画の素案の作成▲ ○府は、市町村と連携して、自主防災組織等の取組を支援 <p>⑨自主防災組織等への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民等は、自主防災組織を結成・参加、消防団に参加▲ ○府は協力、支援 <p>⑩教育・訓練等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民は、防災を学習、教育・訓練に参加▲ ○府は支援等 <p>⑪人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府は、防災リーダー・ボランティアコーディネーターを育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄の推進、物資の輸送▲ ○避難行動要支援者への支援等▲ ○帰宅困難者等に対する措置等▲ ○事業継続計画等 ・京都BCPの推進▲
6 雑 則	
<ul style="list-style-type: none"> ○財政上の措置 ○立入検査 ○市町村条例との関係 ○規則への委任 	
7 罰 則	
<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：義務 ▲：努力義務 	

さ の たに
佐濃谷川水系

流域治水プロジェクトフォローアップ(案)



○気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、平成16年台風23号と同規模の洪水に対して人家浸水被害の解消を図ることを目標に河川整備を実施している佐濃谷川水系では、以下の事前防災対策の取り組みを実施していくことで、流域における浸水被害の軽減を図る。



- 凡例
- 京都府管理河川
 - 流域界
 - 防災重点農業用ため池対策完成
 - 流域内各地の対策



防災行政無線戸別受信機の全戸貸与による災害情報の周知



土砂災害・洪水等に対応した防災マップの配布

対策内容

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川等整備
- ・河川等の維持管理
- ・土砂災害を防止する施設の整備・維持
- ・流域の雨水貯留機能の向上・保全

■ 被害対象を減少させるための対策

※対策が実施され次第、掲載を予定

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・住民の水害リスクに対する理解促進の取組
- ・土砂災害警戒区域等の指定
- ・避難行動に資する情報発信等の高度化及び防災情報の充実
- ・確実な避難行動の実施
- ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備、排水計画に基づく排水訓練の実施

※災害からの安全な京都づくり条例に基づき、府、市等が一体となって防災対策を推進



久美浜町二俣地区

平成29年台風18号による被害
『浸水家屋 18戸、浸水面積 約100ha』



鹿野橋付近

平成10年台風7号による被害
『浸水家屋 61戸、浸水面積 約184ha』















国土地理院Vector(仮称)に凡例等を追記
0 1 2(km)

※本図は全対策の内、代表的な対策を記載している。
※具体的な対策内容については今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

- 佐濃谷川水系では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府、市が一体となって、以下のとおり「流域治水」を推進し、流域全体の安全度の向上・保全等を図る。

【短期】 河川整備により、河川の断面を広げるとともに、「治山施設の整備」や「マイ・タイムライン等の作成・推進」等を実施する。

【中長期】 河川整備により、さらなる流下能力の向上を図るとともに、「洪水ハザードマップ作成・周知」や「要配慮者利用施設における避難の実効性の確保」等のソフト対策を実施する。

区分	主な対策内容	実施主体	工程 ( 対策実施中  対策完成)		佐濃谷川 河道掘削、築堤完成
			短期 (令和4年度～令和8年度)	中長期 (令和9年度～令和33年度)	
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川等整備	京都府			
	河川等の維持管理	京都府、京丹後市			
	土砂災害を防止する施設の整備・維持	京都府			
	流域の雨水貯留機能の向上・保全	京都府・森林整備センター			
被害対象を減少させるための対策	-	-	ため池ハザードマップ作成		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水災害リスク情報空白地帯の解消	京都府、京丹後市			
	住民の水害リスクに対する理解促進の取組	京都府、京丹後市			
	土砂災害警戒区域等の指定	京都府			
	避難行動に資する情報発信等の高度化及び防災情報の充実	京都府、京丹後市			
	確実な避難行動の実施	京丹後市			
	排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備、排水計画に基づく排水訓練の実施	京都府			

※スケジュールは今後の事業進捗の状況によって変更となる場合がある。

佐濃谷川水系流域治水プロジェクト

【参考資料】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

<治山事業>

京都府 丹後広域振興局 農林商工部

- 治山事業は森林の維持造成を通じて府民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等図る重要な事業です。京都府では、流木対策のための治山施設の設置、森林整備のほか人家や公共施設等に隣接した森林における風倒木等の危険木の伐採など、森林の持つ防災機能をはじめとした、多面的機能の向上を推進しています。

治山事業(国庫事業)

荒廃した溪流や山腹に対する復旧や未然防止対策
(管内24箇所を実施(当該流域で1箇所実施))

荒廃した溪流の復旧(実施前)



荒廃した溪流の復旧(実施後)



保安林危険木重点事業(京都府単独事業)

山地災害危険地区で危険度の高い箇所の流木対策
(管内19箇所を実施(当該流域で2箇所実施))

流木の撤去及び捕捉施設の設置(実施前)



流木の撤去及び捕捉施設の設置(実施後)



未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業(京都府森林環境税事業)

地域住民による危険木の撤去等を支援
(管内でのべ5自治区で実施(当該流域で実施なし))

危険木の撤去(実施前)



危険木の撤去(実施後)

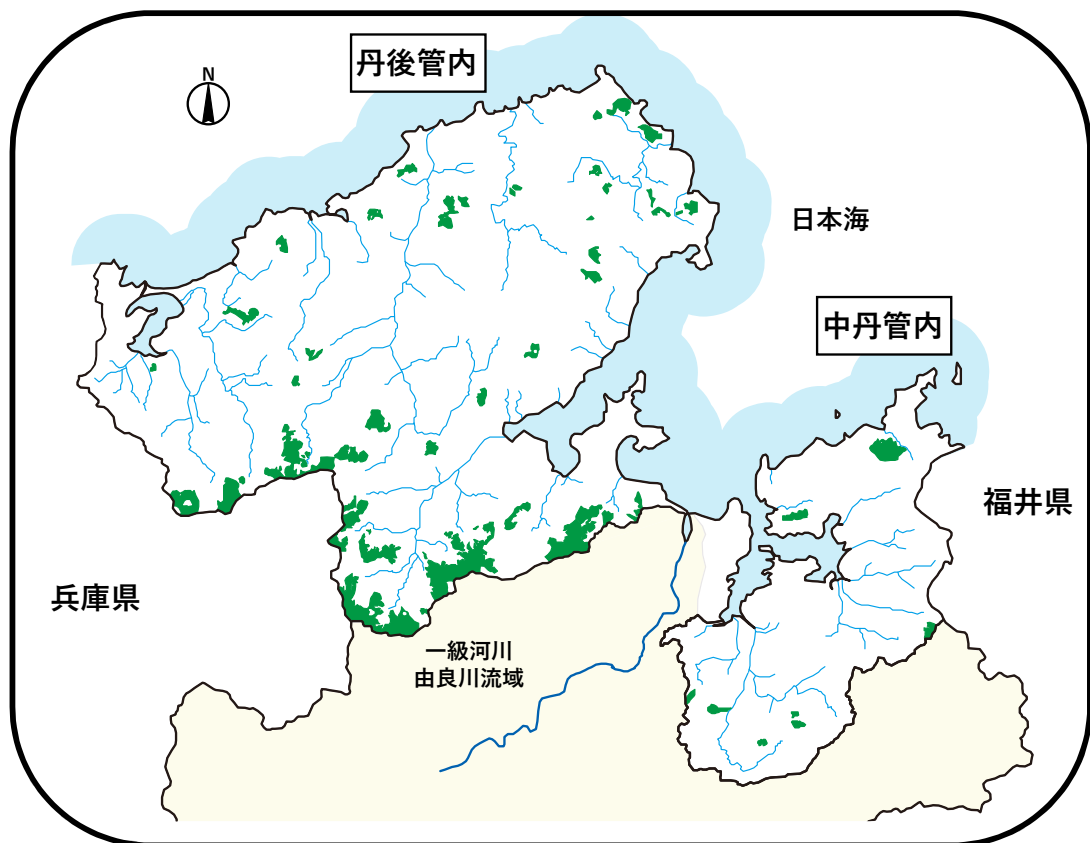


氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

＜水源林造成事業による森林の整備・保全＞

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局

- 水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、針広混交林等の森林を整備することにより、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業です。
- 水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進します。
- 丹後管内流域における水源林造成事業地は、103箇所（森林面積 約4,440ha）であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施していきます。



水源林の整備



針交混交林



育成複層林

森林整備実施イメージ



間伐実施前



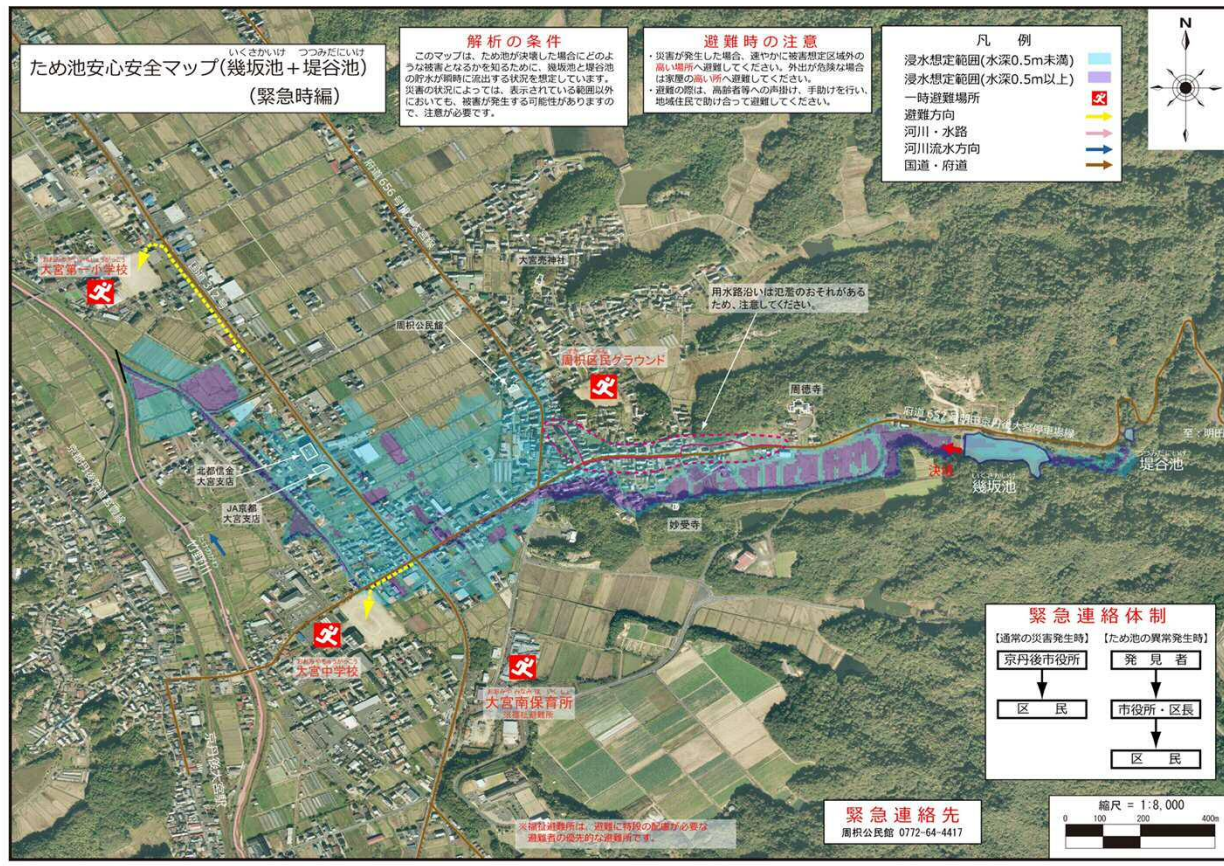
間伐実施後

被害軽減、早期復旧・復興の対策事例

<防災重点ため池ハザードマップの作成>

京丹後市

概要 京丹後市に存在する防災重点ため池を対象に、万が一に備え被害想定区域等を表示した「ため池ハザードマップ」の作成を実施。



○ハザードマップ作成状況
 ~令和元年度: 19池
 令和2年度: 11池
 令和3年度: 17池



被害軽減、早期復旧・復興の対策事例 ＜防災マップ・ハザードマップの作成・普及＞

京丹後市

概要

災害時における避難の促進、避難行動等を市民に周知するため、土砂災害・洪水・洪水・地震等に対応した各種マップ作成し、市内全世帯への配布を行った。また、転入者等に対して適宜配布を行っている。

京丹後市防災マップ

洪水・土砂災害に備えて

避難情報の種類

災害の危険性が高まったとき、市から避難情報が発令されます。市から発令される避難情報は3種類あります。どの情報を判断し、適切な行動をとってください。また、避難準備情報や避難勧告が発令されていても、状況によっては避難所に避難することが危険な場合もあります。下記の **水平避難**と**垂直避難** を参考に、その時取れる一番安全な方法を取ってください。

避難情報	避難方法	伝達方法
避難準備情報	●これまでの災害の経験に基づき、高齢者や障がい者などの避難に時間がかかる人(置配慮者)は、この時点で自主的に避難所への避難行動を開始することが重要です。 ●今後の気象情報などに注意し、いつでも避難ができるよう準備をしてください。	●防災行政無線、ケーブルテレビ、市ホームページ、広報車
避難勧告	●周辺所で雨が降って速やかに避難所への避難を勧めるものです。	●サイレン吹鳴(サイレン1分ー休止5秒ーサイレン1分ー休止5秒ーサイレン1分) ●防災行政無線、ケーブルテレビ、市ホームページ、広報車、区長への連絡
避難指示	●直ちに避難所へ避難してください。(避難勧告と異なり実施力が異なります)	●サイレン吹鳴(サイレン1分ー休止5秒ーサイレン1分ー休止5秒ーサイレン1分) ●防災行政無線、ケーブルテレビ、市ホームページ、広報車、区長への連絡 ●市職員、消防団員、区役員などによる避難指示

マップの他、気象情報の見方、避難行動の方法、避難情報の種類、水位の程度、非常用持ち出し袋の防災備蓄品等の紹介を行っています。

防災・減災の基本

防災・減災の基本は、日頃から災害に備え、「自助」、「共助」、「公助」が、互いに連携し被害を最小限にとどめることです。

自助

自分の命は自分で守る

共助

みんなで協力して地域の防災力を高めよう

公助

行政や防災関係機関が災害からみんなを守る

自主防災組織の役割と活動

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために結成される組織が「自主防災組織」です。日頃から防災に関する様々な取り組みを行うとともに、災害発生時には被害を最小限に抑えようとする活動を行います。

平常時の取り組み	
●緊急時連絡網の作成	●防災資機材の整備
●防災訓練の実施	●避難経路・危険箇所の確認

災害時の活動

●住民の安否確認	●被災者の救出確保
●初期消火活動	●避難誘導
●被害状況の収集・伝達	

避難行動要支援者について

避難行動要支援者とは、年齢や障がい、言葉の違いなどによって災害発生時の対応に何らかのハンデを負っている人々のことです。一般に高齢者や障がい者、乳幼児や妊産婦、日本語を十分理解できない外国人の方々などが該当します。地域で協力しあいながら、近所の避難行動要支援者の安否確認、避難施設への移動を支援しましょう。

高齢者・病人
●助けて安全な場所まで避難する。 ●避難の介助を要する。
目の不自由な方
●声をかけ情報を伝える。 ●誘導する場合は、杖を持たない方は手を握り、目隠しは杖を持たないで、手すりや壁を触って歩く。
聴力の不自由な方(車椅子)
●避難時は2人以上が必ず、上り降りの段、下り階段のそばに移動する。 ●車椅子が1人の場合、むらたを複数、おついで避難する。
耳の不自由な方
●耳栓などは、口や鼻から取り出し、指先でわかりやすくする。 ●手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。
外国人の方
●話すときは、やさしい日本語で話しかける。 ●避難している ●避難の手順や避難場所がわからず、迷っている

85

概要 地域または家庭におけるタイムラインを作成し、危険区域からの早期避難やいざという時の避難所や避難経路を再確認する。

水害対策 - SUIGAI TAISAKU -

「避難行動タイムライン」とは



いつどこへどのように
避難するかを定めておく計画です。



- 「いつ」を決めることで、迷う時間を減らし、見通しを持って速やかな行動を行うことができます。
- 「どこへ」を決めることで、指定緊急避難場所への移動が難しい場合でも、近隣の比較的 안전한場所に避難することができます。
- 「どのように」避難するかを決めることで、避難時の協力関係を確認することができます。

--- 作成例 ---

いつ
どこへ
どのように

災害・避難カード		
	水 害	土砂災害
避難の場合 (スイッチ)	○川の洪水警報の 危険度分布が うすむらさき色	自分の住んでいる 地域で土砂災害警報 が発令
避難先	指定緊急避難場所	●●小学校
	次級の避難場所	◆◆さんのお家
メモ欄	・避難の際は、防災グッズを持ち出すこと ・○○さんに避難の声をけを行うこと ・災害伝言ダイヤル (171)	

○避難情報が出された場合は、避難行動をとってください
 高齢者等避難⇒避難に時間を要する人(高齢者/障害者/乳幼児など)とその支援者は避難しまし
 しょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。
 避難指示⇒速やかに危険な場所から避難しましょう。

防災

災害はいつ来てもおかしくない！備えあれば憂いなし
水害時の「避難行動タイムライン」のすすめ

- 市広報誌掲載
- 区長会等での呼びかけ
- ワークショップの開催

地域の自主防災組織などもタイム
ラインの作成に取り組んでいます。
あなたの地域でも作成を！



タイムライン作成に向けたワーク
ショップの様子 (久美浜一区)

概要 年1回地域や自主防災組織、防災関係機関等と連携を行い、自然災害を想定した各種訓練を実施、また災害時の理念「自助」「共助」を推進する取組として地域防災リーダー研修で防災・減災につなげる。

令和3年度 京丹後市防災訓練

～緊急事態宣言下でも自宅でもできる防災対策～
実施日：令和3年8月29日(日)
自宅でもできる防災訓練として、防災行政無線を使用して下記のとおり訓練を実施します。市民のみならず是非、訓練に取り組みましょう。

① 防災行政無線でお知らせ「避難情報伝達訓練」

- 1回目 午前8時00分～警戒レベル3 高齢者等避難
- 2回目 午前8時30分～警戒レベル4 避難指示

警戒レベル	避難情報	市民の皆さんが取るべき行動
5	緊急安全確保	命を守る最善の行動
4	避難指示	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	高齢者等とその支援者は避難

豪雨を想定して避難情報の伝達訓練を実施します。訓練当日は、防災行政無線で避難情報(訓練)を発信しますので、この機会に、避難情報の意味を改めて確認したり、情報を受け取ったあとにどう行動するかを確認しましょう。(広報京丹後7月号、市ホームページ参照)

② 地震の揺れから身を守る「シェイクアウト訓練」

- 実施時間 午前8時40分から(1分間程度)
- 訓練場所 それぞれの自宅・職場など

「姿勢を低く、頭を守り、動かさない」身の安全確保訓練

訓練の流れ

- ① 訓練スタート!
午前8時40分地震発生! 防災行政無線から緊急地震速報(訓練放送)が流れます。
- ② シェイクアウト!
姿勢を低く、頭を守り、動かさない
自分の身を守る!
・机の下に隠れる、危ない場所から離れる など
- ③ 今年はシェイクアウト+1訓練!
今年のシェイクアウト訓練は、プラスワン訓練としてそれぞれの避難経路、避難場所の確認、備蓄品、非常食の確認を行うなど、様々な場面での「もしも」を考えてみましょう。
●避難場所や避難経路の確認
●家具の固定など自宅の安全確認 など



自主防災組織の重要性
京都大学防災研究所 牧 紀男

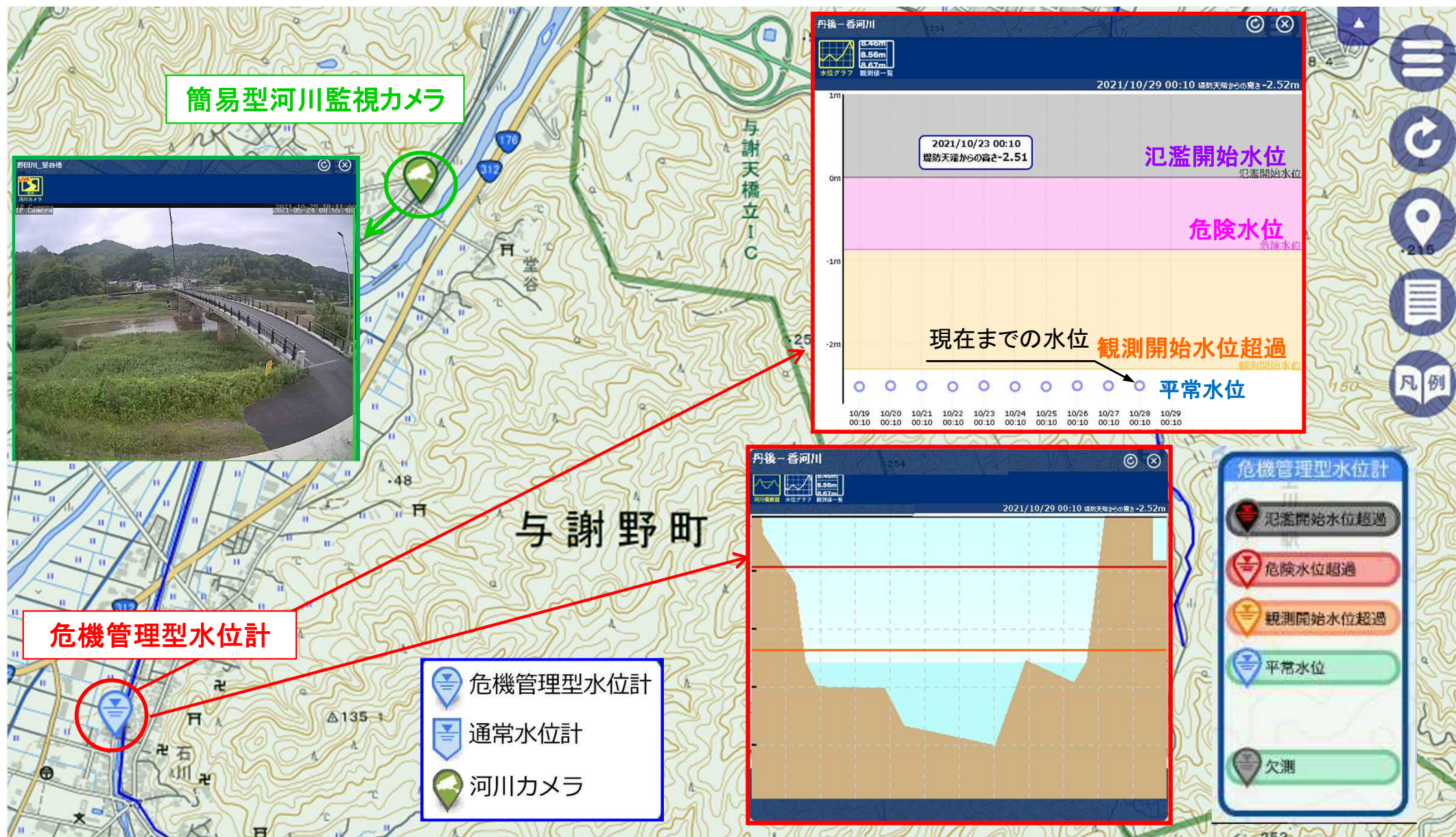
- 避難情報、行動、避難所運営訓練
- 消防資機材の点検、使用訓練
- 危険箇所パトロール
- 地域防災力の向上のための講演、研修など

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

<水位計・河川監視カメラ等の設置・情報提供>

京都府 建設交通部

- 府管理河川において、洪水時の観測に特化した危機管理型水位計を126箇所を設置し、また、機能を限定した低コストな簡易型河川監視カメラを73箇所を設置し、府のホームページで住民への情報提供を行っています。



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

京都府 建設交通部

<排水ポンプ車>

- 河川の氾濫や内水などによる浸水被害発生時、現地において迅速かつ的確に排水作業を行い、浸水被害の軽減や地域における早期の復旧活動を支援
- 常設の排水施設がない河川等で機動的に湛水を排除

※排水ポンプ車4台(1台あたり排水能力30m³/min)で、府内一円に出動

※国、市所有の排水ポンプ車と連携

【対策内容】

- ・排水ポンプ車導入の検討
- ・出動要請の連絡体制の整備
- ・排水計画の策定、計画に基づく排水訓練の実施



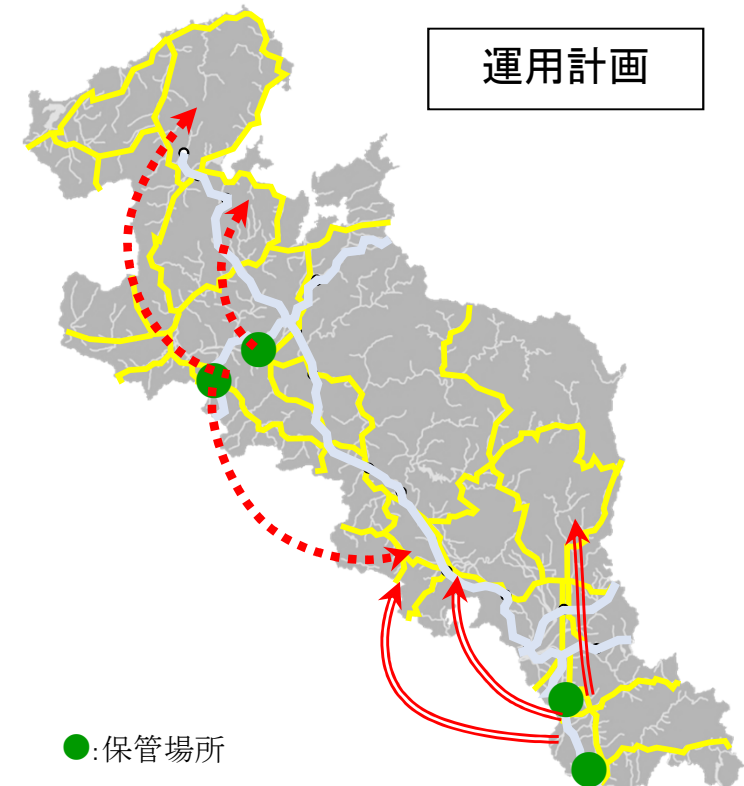
R3年6月 綾部市と合同訓練を実施



近畿地方整備局の排水ポンプ車稼働状況
(H30年7月豪雨・福知山市荒河排水機場)



H30年9月 土木事務所に排水ポンプ車を導入



〈災害からの安全な京都づくり条例〉

災害からの安全な京都づくり条例の体系図

●3年連続(H24~H26)の豪雨災害
●南海トラフ地震等の備えが必要

これまでの制度や施策を超えた対策が必要

方向性

ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組

- ・ハード・ソフト両面から徹底した基盤整備を実施
- ・府及び府民等が協働して防災対策を推進

補完・具体化

- 災害に備える事前対策を規定
- 各防災対策ごとに、府の施策及び府民等の取組を明確化して規定

法的根拠

京都府地域防災計画

府その他防災関係機関が行う具体的施策を規定

府	予防
市町村	災害応急
指定公共機関	
防災関係機関	災害復旧

災害対策基本法

災害からの安全な京都づくり条例

1 総 則	
目的	○府民の生命、身体及び財産を災害から保護 ○府民が安全に暮らすことができる京都府を実現
基本理念	○災害危険情報の共有 ○防災上の機能を強化するまちづくりの推進 ○地域防災力の向上 ○災害が発生した場合の体制の構築 ○被災者の基本的人権を尊重 ○要配慮者、男女共同参画の視点に配慮
2 災害危険情報の共有	3 災害に強いまちづくり
<p>①府による災害危険情報の整備、公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府は、災害危険情報の整備・公表 <p>②府民等による災害危険情報の把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民、自主防災組織、事業者はあらかじめ災害危険情報を把握▲ ○府民、自主防災組織は防災マップの活用や避難場所等を確認し、安全確保の検討▲ ○事業者は、従業員等の安全確保計画を作成▲ ○地域住民、従業員等に周知▲ <p>③宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供、把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府は、宅建業者に特定の災害危険情報を提供 ○宅建業者は災害危険情報を把握■ 	<p>④総合的治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川下水道対策▲ ○雨水貯留浸透対策 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の開発行為には調整池設置■ ・雨水貯留浸透施設の設置▲ ・森林の適正管理▲ ・土地の遊水機能の維持等▲ ○浸水被害軽減対策 <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の耐水機能の確保▲ ・排水機場等の適切な操作▲ ・ため池の決壊の防止等▲ <p>⑤地震・津波等の防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の安全性の確保▲ ○公共施設の安全性の確保 ○屋内家具等の安全性の確保▲ ○工作物等の安全性の確保▲ ○指定等文化財建造物の安全性の確保等▲ <p>⑥特定地域防災協議会</p> <p>【国、府、市町村等で構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府が、市町村の申出により、設置可能 ○災害種別に応じた事業計画を作成
4 災害に強い人づくり	5 災害発生時の体制づくり
<p>⑧自主防災組織等の活動促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織等は、消防団等と連携して、危険箇所の把握、有用情報の調査、防災マップの作成、防災訓練の実施、地区防災計画の素案の作成▲ ○府は、市町村と連携して、自主防災組織等の取組を支援 <p>⑨自主防災組織等への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民等は、自主防災組織を結成・参加、消防団に参加▲ ○府は協力、支援 <p>⑩教育・訓練等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民は、防災を学習、教育・訓練に参加▲ ○府は支援等 <p>⑪人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府は、防災リーダー・ボランティアコーディネーターを育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄の推進、物資の輸送▲ ○避難行動要支援者への支援等▲ ○帰宅困難者等に対する措置等▲ ○事業継続計画等 ・京都BCPの推進▲
6 雑 則	
<ul style="list-style-type: none"> ○財政上の措置 ○立入検査 ○市町村条例との関係 ○規則への委任 	
7 罰 則	
<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：義務 ▲：努力義務 	